

役員報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会（以下「当法人」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、当法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の額又はその基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(無報酬の原則)

第2条 役員は、原則として無報酬とする。

2 役員に対して報酬を支給する場合は、定款及び本規定に基づき、総会の決議がある場合に限るものとする。

(報酬支給の要件)

第3条 役員に報酬を支給できるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 理事会運営規則に基づき、常務理事として選任され、かつ事務局長を兼ね、当法人の業務執行に常勤で従事する場合。
- (2) 理事又は監事としての通常の職務の範囲を超え、理事会の承認を得て当法人の業務に関し特段の役務を提供した場合。

(報酬の額又は算定基準)

第4条 前条に基づき支給する役員報酬の額又は算定基準は、別表のとおりとする。

2 具体的な支給額、支給方法及び支給期間については、別表の範囲内で理事会が決定する。

(兼務の場合の取り扱い)

第5条 理事が常務理事その他の役職を兼ねる場合においても、報酬は当該役職に係る業務の対価として支給するものとし、理事としての職務に対する報酬は含まないものとする。

(実費の支給)

第6条 役員が当法人の業務に関し負担した旅費その他の実費については、代表理事の承認を得て支給することができる。

2 前項の実費は、役員報酬に該当しないものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、総会の決議により行う。

附則

1 この規定は令和8年4月1日から施行する。

ただし、第3条1項1号については、旧協議会における事務局長としての報酬が支給されている間は適用しない。

別表

区分	内容	報酬上限額
常務理事 (事務局長兼務)	常勤で当法人の業務を統括・執行する者	理事会において決定する
理事・監事	当法人の業務に関し特段の役務を提供した場合	

注 通勤手当その他の実費弁償は、報酬には含まれない。